

平成26年度にかほ市職員退職者

平成27年3月31日付(順不同)

課住民係長などを歴任。市では金浦市民サービスセンター長などを務められました。



齋藤 良子さん

役室長補佐などを歴任。市では会計管理者などを務められました。



須田 一治さん

観光課長補佐などを歴任。市では教育次長などを務められました。



齋藤 榮八さん

福祉課主査などを歴任。市では農林水産課副主幹などを務められました。



佐々木 すえ子さん

水道事業所工務係主査などを歴任。市ではガス水道局水道課副主幹などを務められました。



佐藤 豊さん

設課参事などを歴任。市ではフェライト子ども科学館長などを務められました。



佐々木 正憲さん

市民のみなさん、長い間ありがとうございました。(退職者一同)

採用され、消防署当直長などを歴任。市では消防本部消防次長などを務められました。



須藤 忠男さん

観光課観光係長などを歴任。市では象潟市民サービスセンター主幹などを務められました。



八代 敏明さん

3月定例会市議会

○観光振興について
25年度に、株式会社ANA総合研究所と「地域協働協定」を締結し、26年度においてはANAグループから、地域おこし協力隊員を派遣いただき、観光協会ははじめ観光事業のサポートをいただいています。
27年度においても、継続した隊員の派遣を依頼・調整中であり、今後もANAグループと、更なる連携による観光振興を進めます。
また、秋田県市町村未来づくり協働プログラムとして、にかほ市観光拠点センター(仮称)の整備に着手します。新たな観光情報の発信や、秋田県、由利本荘市と連携し、地域コミュニティ活動の拠点として、機能の充実に努め、交流人口拡大と地域の活性化に繋がります。

5 人と情報が 交流するまちづくり

○国際交流事業
姉妹都市である米国・シヨウニ市との交流は、27年度で盟約締結25周年を迎えるため、中学生の派遣・訪問事業のほか、市民の相互交流と記念誌作成を

計画しています。米国・アナコテス市とは、中学生訪問団の派遣の年であり、7月を予定しています。また、友好都市である中国浙江省・諸暨市との交流については、両国間の政治的・社会的情勢を踏まえ、高校生の派遣事業は見合わせ、協会員などの訪問団派遣を検討します。
○協働のまちづくり事業
地域の課題解決や、コミュニティづくりなどを目的とした「地域振興交付金事業」は、27年度においても全地域で事業が計画され、「夢いきいき21マイタウン事業」、「元気づくり応援事業」についても引き続き実施し、市民参加の「まちづくり」を推進します。

6 協働と自立のまちづくり

○効率的な行財政運営の推進
27年度からの5カ年を計画期間とする「第3次行財政改革大綱」を策定し、効率的で持続可能な行財政運営を確立するため、引き続き行財政改革を推進します。

上程された主な議案

- ◇人権擁護委員候補者の推薦
金浦地区の人権擁護委員2名が6月30日で任期満了となることに伴い、引き続き候補者として推薦するもので、この後、国に推薦され法務大臣により委嘱されます。
- ・佐々木由佳子氏(南金浦区)
・笹森 恵美子氏(上町2区)
- ◇にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
にかほ市特別職報酬等審議会の答申に基づき、にかほ市議会の議長、副議長および議員の月額報酬を改定するため、条例の一部を改正するものです。
- ◇にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正
にかほ市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長および企業管理者の給与の額の改定。地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給与を新たに規定するため、条例の一部を改正するものです。

◇にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

にかほ市特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給与の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

◇にかほ市運動広場条例の一部改正

TDK株式会社から無償で借り受けた、TDK秋田総合スポーツセンター・サッカー場を、維持・管理するための規定および利用料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

◇にかほ市プール条例の一部改正

小出小学校のプールを、学校の閉校に伴い、今後はスポーツ施設として管理することから、条例の一部を改正するものです。

◇にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部改正

厳しい経済状況が続いていることから、融資枠拡大の期間を延長し、市内における事業所の経営の安定化を図るため、条例の一部を改正するものです。

各手当の月額変更について



「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、4月から手当の月額が下記のとおり変更となります。
問合先 福祉課福祉班 ☎ 32 - 3034

手当の種類	3月分まで	4月分から	
児童扶養手当	全部支給	41,020円	42,000円
	一部支給	41,010～9,680円	41,990～9,910円
特別児童扶養手当	1級	49,900円	51,100円
	2級	33,230円	34,030円
特別障害者手当	26,000円	26,620円	
障害児福祉手当	14,140円	14,480円	
福祉手当(経過措置分)	14,140円	14,480円	